

## 満鉄社員消費組合の盛衰

— 在満日本人小売商との確執から見る消費組合 —

川 森 重 男

### はじめに

南満州鉄道株式会社（以下、満鉄と略）は、社員と家族を含めて約40万（1945年）の大組織で、中国東北地方（以下、満州と略）を支配するために造られた日本の国策会社である。鉄道総延長は1万キロにもおよび、当時の日本国家予算の半分の資本金を擁する巨大コンツェルンでもあった。<sup>1</sup>

日露戦争の結果、帝政ロシアから獲得した満州における東清鉄道の経営権、関東州の租借権を、当時の清朝政府から日本に移したものである。満鉄の役員は、帝国日本政府の高官を兼ねている。満鉄は、関東軍の影響力を強く受けている組織である。関東軍は、この鉄道とその沿線附属地を足がかりにして、満州と傀儡政権（以下、満州国と略）を造りあげた。

満州国建国は、帝政ロシアの南下を防ぐ日本の防波堤として位置づけられている。この満鉄内に社員で組織された『満鉄社員消費組合』は、当時としては、内外を問わず最大の消費組合である。日本人社員を中心として組織されている。

この消費組合は、1940年に改組した時には、組合員数6万人、家族数を含めて16万人に日常生活物資を配給している。満鉄社員の生活向上を目指さんとする互助会組織でもある。日本人のみならず、多くの中国人、朝鮮人、ロシア人も働いていた。

在満日本人小売商との確執は、この消費組合設立を境に過激な運動として展開されている。日本人小売商が、消費組合の撤廃をめざして過激な運動を展開した。満鉄附属地を中心とした日本人社会の中で小売商は、顧客の奪い合いをしていた。

当時、中国人小売商は、日本人社会の中にどのように進出していたか。日本人小売商はなぜ中国人社会の中に進出できなかったか。また、進出しようとしなかったか。当時の『満州日日新聞』の報道や、満鉄社員会の広報誌『協和』から見る満鉄社員消費組合への反消費組合運動の記事は、現在でも教訓となる。

ここで取り上げるのは、在満日本人小売商との確執から見る満鉄社員消費組合の盛衰である。中国東北地方に存在した、『満鉄社員消費組合』を取り上げて調査研究することは、戦後日本の生活協同組合運動を研究することにもつながる。1907 年から 1940 年、消費組合が『満鉄生計組合』として改組解消するまでを取り上げたものである。

1940 年から 1945 年の間は『生計組合』（1940 年 9 月）、『生計局』（1944 年 7 月）と戦時体制の中で、物資配給組織として変遷して、満鉄消滅（1945 年 9 月）とともに消滅する。1945 年以前は、日本国内も含めて、生活協同組合はすべて消費組合と呼んでいる。

## 一. 満鉄社員消費組合設立の経過と反消費組合運動

### 1. 満鉄消費組合設立への切望

満鉄消費組合は、1919 年 11 月設立されている。それまでは、調弁所（1907 年 8 月）、匿名組合調弁所（1910 年 12 月）、合名会社調弁所（1918 年 9 月）、満鉄消費組合（1919 年 11 月 1 日）と組織を変えてきている。在満日本人小売商との反消費組合運動によって、変遷を繰返しながら発展してきたものである。<sup>2</sup>

調弁所、匿名組合調弁所、合名会社調弁所は、消費組合ではない。日本国内でも、1919 年前後に、消費組合設立の運動が起こっている。時を同じくして、ここ満州国内（満鉄附属地が中心）でも消費組合設立の運動が起こっている。その主たる原因は、在満日本人小売商の横暴による物価高から、生活を守る自衛運動からきている。

1918 年～19 年にかけては、好景気の時代である。また、この時代は、第一次世界大戦の影響を受けて、諸物価の高騰の時代でもある。特に満州では、諸物価の騰貴がいちじるしく、主食料品である白米は、不当に買占めなどおこなわれている。これに対して、在満日本人は生活の脅威として感じている。

この状況は、消費組合の発祥地である、イギリスのロッチデール先駆者組合設立の状況とよくにている。何とかせねば、との思いが自主独立的な消費組合設立の運動に結びつく。調弁所は、満鉄が社員の福利厚生のために援助を与えてつくった施設である。

この経営の委託は、在満日本人商業者であり、仕入も市中商業者となら変わらない運営であった。当時は、満鉄附属地に住む日本人は、日常生活物資が手に入らない困難な時代であり、とにかく配給組織が必要とされた。満鉄が社員の為に調弁所を設立したのは、このような事情にある。

満鉄社員消費組合の組織は、1939年3月末には、組合数は、5万9千名、これに家族数を加えると、15万9千名となり、全満州在住日本人の約6分の1を占める消費者団体として存在している。

## 2. 福利厚生施設の充実と満鉄附属地小売市場の拡大

満鉄では、職員・雇員・嘱託が社員とされ、他にロシア傭人がおかれている。傭人は1919年から、雇員と改めているが、このなかに中国人が多数いる。

(表1)のように、満鉄は雇員には、中国人を使用する方針を採って、労役夫・下級職工・電車従業員などはもちろん、鉄道従業員も中国人を養成して担当させている。中国人労働者に対する依存の度合いは、創立10年後にはすで

(表1) 社員数と雇用形態別内訳

年 度	月俸社員数		日給社員数		合 計	
	社 員	雇 員	日本人雇員	中国人雇員		
1907	2,953		6,135	4,129	13,219	
1912	4,239		7,666	8,570	20,475	
1922	6,698	2,684	12,041	14,614	36,037	
1932	7,493	3,725	11,096	10,391	32,705	
	日 本 人			中 国 人		
	人 数	給料月額	1人平均 日給額	人 数	給料月額	1人平均 日給額
年・月	人	円 銭	円 銭	人	円 銭	円 銭
1917.3	9,776	290,919.00	0.99	10,526	119,627.40	0.38
1927.3	11,883	884,837.40	2.48	14,596	249,015.56	0.57

(資料：原田勝正『満鉄』岩波新書、1981年、82頁)。

にかなりの程度進んでいる。経営安定と、優秀な社員の増加は、福利厚生施設の充実をともなって進行している。

社員共済制度が整備されるのも 1915 年であり、日本よりもはるかに早かった。今日の日本の健康保険制度に近いものが、満鉄で福利厚生施設として整備されている。これは、日本の商人が進出する以前に、満鉄がこの地に進出したために、従業員に対するサービスを、満鉄自身がやらなければならなかった。

このことでは、満鉄より遅れて、この地に進出した日本の中小商人たちとは、衝突せざるをえない。在満日本人の中小商人たちにとっては、満鉄社員に大量に仕入れて安く売る満鉄消費組合は、目の上のたんこぶである。こうした商人たちからは、しばしば消費組合廃止運動が盛り上がってくる。

1920 年 1 月には、第一次世界大戦後の不景気の中で、鞍山の日本人商人が、消費組合の撤廃を求めて、消費組合の建物を破壊してまで氣勢をあげている。2 月には、大連商業会議所で、在満日本人商人の団体、50 以上の賛同をえて、満鉄消費組合撤廃要求を可決している。

しかし、満鉄としても福利厚生施設の拡充は、この時期の重要課題の一つである。当時、満鉄の従業員の離職率は高く、満鉄は、後に言われるほどの評判良い会社というわけではなかった。したがって、会社イメージを上げるためにも、福祉厚生の実施は緊急の課題でもある。この時期に満鉄は、急速に福利厚生を整備する必要にせまれている。<sup>3</sup>

### 3. 消費組合設立までの在満日本人小売商との確執

満鉄は、1907 年 4 月に開業したが、満州に在住する日本人の数は、極めて少なかった。鉄道沿線中の主要駅を除いては、原野にわずかな満鉄社員が、点在するにすぎない。しかも、これらの従業員は、日常生活必需品の供給を受けるのも不自由であった。

満鉄は、社員の福祉厚生のために同年 8 月、「調弁所」を設けて日常生活品を全線の社員に供給し始める。のちに、沿線 3 駅の食堂経営も調弁所に委託している。不便な土地に居住する社員には、おおいに歓迎され開設当初より業務は順調であった。しかし、1909 年下半期以降、調弁所もその経営の不振に陥

り多額の欠損をだしている。

それとともに、遼陽、奉天（瀋陽）、などの在満日本人小売商の間に、調弁所撤廃運動が発生している。満鉄は、調弁所の事業を直営とすることに決めた。1910年12月に経営者を変更して、これを「匿名組合調弁所」に改めている。前出資者より引き継いだ債権と、満鉄よりの融資金と合わせて資本金として、業務を開始している。

満鉄は、匿名組合調弁所に対して、資金の融資、および、建物貸与のほか、運賃の割引、無賃乗車券の付与、売掛代金の給料差し引きなどの特典を与えた。ところが、時が経つにつれて、その目的に反して経営者は営利主義に傾き、なんら、在満日本人の一般商人と変わるところがないようになってきた。

このために、満鉄社内全般に不満の声が高まり、満鉄は、調弁所に対する監督を嚴重にすることになる。1918年9月には、組織を変更して「合名会社調弁所」としている。なお、いままでに弊害が多かった掛売りを改めて、各個所に責任者を決め、社員の代金支払いを厳守させている。

また、物価暴騰のおりから社員の経済的な困難に対応し、米、味噌、醤油、の三品は臨時処置として原価販売を行わせて、欠損金は満鉄から補給金として給付することになる。当時の鉄道附属地の一般小売物価は、いちじるしく高く在満日本人小売商たちは、暴利をむさぼる傾向は強かったのである。

満鉄が社員に諸給与を増加させても、これにしたがって、市価はただちに釣り上げられている。満鉄社員は、これらの在満日本人小売商の横暴に、対抗するなんらかの自衛組織が必要なことを痛感させられていた。

一般に消費者が経済的な困難に対して、必然的に発生する生活物価の自衛運動となりうる理由はここにある。<sup>4</sup> このように組織された消費組合、または、類似の諸団体は、各地で必要な消費者の組織を築くのに役立っている。しかし、これには満鉄より見て、少なからず弊害を伴ったという。

これらの団体は、なんら専任者を備うこともなく、各自社員が仕事の余暇を利用して、これにあたるために、業務能率を落とすことが多かったのである。また、建物、諸設備、備品、消耗品等、会社の財産を流用することが多くあり、このため、本格的な消費組合を設立させるために基礎案づくりに入っている。

#### 4. 反消運動に対応して満鉄消費組合から満鉄社員消費組合として独立

1919 年 10 月 28 日付けで、満鉄消費組合に関する定款を制定している。組合長や総主事の役職を決めて、当面の間、組合員は日本人社員に限るとした。満鉄は、消費組合設立にあたって、①無利子資金の融通、②家屋、倉庫、什器類の無償貸与、③関税及運賃料金の補助、などの特典を与え、社員に対しては一種の変形給与としている。

日本人小売商は、消費組合の設立に畏怖し、さらに、1920 年の大不況にあって、数次にわたる消費組合撤廃運動（以下、反消運動と略）を熾烈に起した。しかし、消費組合の経営は、大不況の痛手にもかかわらず、順調に売上を伸ばしている。このときは、消費組合は、満鉄の援助の下に営業を始めている。

その後、消費組合の経営が、順調に推移して安定してきたために満鉄は、1924 年 11 月、消費組合に対して、一切の援助を打ち切ることを決めた。日本人小売商の反消運動への対策ではあったが、定款を改めて名実ともに満鉄社員消費組合として、独立運営がされる歴史的な一歩でもある。<sup>5</sup>

社員消費組合は、1925 年 4 月 1 日をもって完全に満鉄の援助のもとを離れ、社員の独立組織として『満鉄社員消費組合』を設立するにいたった。当初、杞憂された物価の値上がりなどのこともなく順調に事業は進展している。

## 二. 在満日本人小売商との確執から消費組合は拡大

### 1. 在満日本人小売商と消費組合の関係

1919 年の好況時には、満州在住日本人小売商は約三千人もいる。しかし、翌年（1920 年）の経済大恐慌に遭遇すると、たちまち倒産するものが多くでている。幸いにして、倒産を免れたものの破産する者が少なくなかった。このような状況に入る直前に満鉄消費組合が設立された。

在満日本人小売商は、消費組合の出現に甚だしく脅威と感じて、その経済上の不振の原因をすべて消費組合に転嫁して、反消運動をあげるようになった。日本人小売商不振の根本原因は、金融市場の圧迫や、仕入れ方法の拙劣、中国人小売商の進出、満鉄消費組合など購買組合の存在などがあげられる。

また、世界的な不況と銀貨の不安定による購買力の減退などがある。しか

し、生産者と消費者を結び、中間小売業の介在を排除する消費組合とは、もともと矛盾する存在であった。在満日本人小売業者が反対する理由に、国家が消費組合に対して与えている特権の所得税、営業税の免除などがある。しかし、反消運動は直接に消費組合撤廃に向いているところに矛盾があった。

満鉄社員消費組合においても、なんらかの対策を講ずる必要がある。満鉄社員消費組合の撤廃は絶対不可能だが、日本人小売商の窮状に対しては、なんらかの方法で援助すべきであるとして対応することになる。消費組合より共同仕入れ、その他の方法で、日本人小売商と連繫することを提案している。

その結果、大連在住の日本人小売商は、連合して「大連実業更新会」というものを組織した。この実業更新会と満鉄社員消費組合は契約を交わすことになる。また、別に商品引換券を発行して、これをもって実業更新会加盟店に満鉄社員消費組合員が自由に購買出来るようにした。

その後、まもなく奉天（瀋陽）商店協会が中心となり「共同輸入組合」を創設することとなる。1928年5月には「満州輸入組合連合会」が設立されることになる。満州各地にこのような共同輸入組合が設立される。しかし、輸入組合自身の運営内容と、消費組合との関係が、最初に企画されたほどの進展をみなかった。

それは、商品の仕入仲介の業務では、最初は多少の申し込みもあったが、しかし、のちには、たんに消費組合の仕入相場を探知しようとする場に限られてきている。消費組合では、1931年3月に輸入組合との関係を打ち切ることになった。

これより先、消費組合は、1929年11月、大連に六階建ての中央分配所に本部を新築した。しかし、これが在満日本人小売商の撤廃運動の対象となってきた。しかし、すでに独立して社員の自治組織となっている社員消費組合では、なんともいたし難く、撤廃運動はその後も継続されたが、満州国内の一般世論もすでに定まっているために、なんらの実効性はなかった。

## 2. 反消運動の問題点と経緯

在満の日本人小売商は食えないと叫んでいる。この日本人小売商の不振の原因は種々あるがその中でも、満鉄社員消費組合が日本人小売商にとって最も直

接的な脅威である。したがって、消費組合撤廃運動は、この種の運動の内では執拗でかつ最も熾烈なものの一つになる。

もともと、消費組合と小売商人との対立は内外を問わず例外ではない。消費組合の目的が、生産者と消費者との間にある矛盾の排除にある以上、小売商人との対立はむしろ当然のこと。例えば、国家が消費組合に与えている所得税、および営業税の免除の特典などがある。

しかし、満州の反消運動は、このような事柄を超えて直接消費組合の撤廃を要求している。この矛盾する内容を、満鉄社員消費組合に向けられている。この反消運動を時期別に整理すると、次のようにまとめることができる。<sup>6</sup>

満鉄社員消費組合の前身の満鉄消費組合は、1919年11月1日に設立された。この組合は、満鉄の援助を多分に含んでいたが、その設立の原動力となったものは満鉄社員が、在満日本人小売商の暴利に対する自衛手段でもある。

**第一次反消運動**は、1920年1月下旬、鞍山の日本人小売商の手によって最初の反消運動が始まっている。もっとも、これ以前にこの種の運動がなかったわけではないが、表面に拡大したものとしてはこれが最初である。この運動が起こった最初の動機は、鞍山製鐵所の縮小による日本人小売商が多数の顧客を失うことを怖れて、その矛先を消費組合に転じてきた。かねてから消費組合の進出を快く思っていなかった日本人小売商は、ほとんどこれに応えている。全満各地の商工団体 50 余りが参加することになった。

1920年2月、その要求するところは消費組合の撤廃にあったが、もちろん満鉄はその要求を一蹴している。しかし、この運動を契機として満鉄は、今までに消費組合に与えていた主な援助を廃止している。こうして、この運動は一段落をした。

ところが、その後、1922年3月に入り、前述の商工団体の連合体である実業連合会は、満鉄に対して消費組合の取り扱う品種の制限を要求してきている。白米、味噌、醤油、醬(しお)、砂糖、薪炭の数種に制限し、しかも、これらの物品はすべて現地で仕入をしてくれと要求してきている。しかし、これは満鉄消費組合幹部や組合員間に反対が多くて、受け入れる余地はまったくない。

**第二次反消運動**は、1924年6月、ハルピンで開催された満州商業会議所連



合会の席上である。大連商業会議所より提出された消費組合の撤廃、または品種制限に関する要望が可決されている。新満鉄総裁が就任すると、この運動に拍車がかかっている。

そして、最初に要求するところは、消費組合の撤廃にある。しかし、次第に日時が経過するにつれ、それが消費組合の取り扱い品種の制限、あるいは、満鉄が消費組合に対して与えている援助、特典の排除などに変わってきている。

満鉄は、この間に社員で組織した消費組合改善委員会の報告にもとづき、それまでの消費組合を再編して満鉄より切り離している。純粋な社員の自治組織として、満鉄社員消費組合を設立させた。

**第三次反消運動**は、1927年5月に開かれた大連商業会議所役員会で、一議員より消費組合の品種制限について議案が提出された。次いで、同年7月、日本の内閣の更迭に伴い新満鉄総裁が就任すると、大連を中心として反消運動は勢いが増してきている。

沙河口実業界は、大連を主とする商業団体90余りの声援をえて、新総裁に消費組合撤廃の請願書を出してきた。次いで満州実業連盟会も、これと同じ主旨の請願を関東庁長官や満鉄総裁に対して行った。大連市会もこれに乗じて関東庁長官に対して、意見書を提出することを決めている。

もちろん、彼らの要求するところは、消費組合の撤廃にあったが、品種制限を要求するものも少なくはなかった。撤廃の要求に対して満鉄は、一蹴したが、在満日本人小売商の窮状に対しては、これをなんらかの方法で救済する必要を認めている。満鉄は500万円を無利息で融資することになった。

これを基金にして、日本人小売商の共同仕入機関である、「満州輸入組合」の設立に援助を与えている。満鉄社員消費組合もこれに対して援助を与えて、仕入商品の仲介、ならびに、売上代金の代理取り立てなどの事務を行うことになる。この点については、日本人小売商と満鉄消費組合との間に、一時的な連携が成立したわけである。

輸入組合設立後、関東庁援助の下に「満州金融組合」も設立されている。ところが、満鉄消費組合と輸入組合との連携は、のちに日本人小売商側の利用者が少なかったり、また、各種の弊害もあったので、1931年3月31日にはこの

関係を打ち切っている。

**第四次反消運動**は、1929 年 11 月、満鉄社員消費組合が、大連に六階建ての中央分配所を新設したのを動機として始まっている。満鉄社員消費組合が、このようなデパート式の分配所を設けて、積極的に進出することは、在満日本人小売商の窮状に、さらに脅威を与えるものである。大連在住の日本人小売商は、まず反対の声を上げている。

ついで、鉄道沿線各地の商工団体もこれに参加している。その後、消費組合撤廃の声は、ますますやかましくなってきた。全満各地の日本人小売商代表者で、消費組合対策協議会を開き、1930 年 2 月から数回の全満商業者大会で、猛烈な反消運動を起こして迫ってきている。

なお、この大会の決議で、消費組合問題にあたる「満州経済連盟会」を設立している。その要求するところは、もちろん消費組合の撤廃にある。一部には品種制限だけにするべしとの意見もあったが、これに対する満鉄側の態度は決まっていて、これらに対して、積極的に対応することもなかったのである。

消費組合もまた、その要求に応ずる余地はない事を示したので、約 6 ヶ月も続いたこの運動も、何のえるところもなく終息する。この第四次運動以後、これまでの反対運動とは異なる特殊な部門で、商人の反対運動が起こってきた。

その例としては、1930 年 8 月以降、全満蓄音機商組合が、コロンビアやビクター会社の製品を、消費組合が取り扱う事に反対する運動が起っている。1931 年 1 月、奉天（瀋陽）で全満薬種商組合大会の決議によって、組合は一時、取り扱い商品に制限を受けることになった。

この製薬団体の要求するところは、薬品売薬は、国民保健上極めて重要で、消費組合や購買組合は、製薬販売の制限規定を無視し、公然と薬品売薬の販売を行っている。なんら営業認可を受けていない。これは明らかに、薬業規則、第三条の薬品の販売の規定に違反するものと主張している。

しかし、これは、手を変えた反消運動であって、消費組合関係の法整備の不備を突いたものである。もともと、薬品卸商を通じて製薬を仕入れているのであって、改めて圧力を受けるいわれはない。のちに消費組合も対策として、法人化へと動きはじめている。

**第五次反消運動**は、1931年9月18日の満州事変によって、満州で関東軍が強い勢力を伸ばしてきた。この力を利用して多年の懸案を一気に解決しようとして、奉天（瀋陽）商店協会が中心となって、同年12月、全満各地の商工団体に呼びかけている。彼らの熱心な賛同をえて、各地商工団体別に請願をすすめている。

その要求するところは、消費組合の撤廃にある。これまでの運動では、多くは品種制限のような消費組合の存在が前提としていたが、今回は消費組合の存在を否定する運動に変わっている。ここにおいて、消費組合と日本人小売商との対立が鋭くなってきた。

ところが、これに対する満鉄をはじめ関東軍、その他の当局では、なんの積極的な対応を示していない。翌年、(1932年)4月になっても、この運動は全く終息したとはいえないが、もはや大勢は下火となってきた。

このように、数次の反消運動によって、消費組合は、次第に満鉄からの援助的な要素を捨て、完全に社員の自治組織となった。これに対して、反対運動をあえて行うとすれば、勢い消費組合の存在を否定せねばならなくなる。第五次反消運動は、この間の事情を如実に示している。満州日日新聞報道からも反消運動は、取り扱い品目の制限や規制に落ちつく見通しである。法規制まで進まない見通しであると報道されている。

### 3. 満州国官吏消費組合の設立と反消運動

同じ時期に満州国官吏消費組合の設立問題が起きてきた。これに対して、反消運動は熾烈を極めている。この運動は直接的には、満州国官吏消費組合の撤廃運動だが、その矛先は、つねに満鉄社員消費組合の撤廃を目指している。

反消運動は、この官吏消費組合撤廃運動を通して、この後の反消運動はすべてが集約されてくる。これに対して、満鉄社員消費組合は、いち早く声明を出して、満州国官吏消費組合との共同仕入などは行わず、あくまでも我が消費組合は独自の組織であることを強調している。

この満州国官吏消費組合の設立について、成功するか否かは、今後の満州において、消費組合運動に重大な影響を与えるものとして注目された。一般的に

は、悲・楽両様の観測がされていたが、満州には、消費組合を育てるいくつかの要素がある。それは、日本国内の輸出業者や、卸商は、掛け倒れの心配のない消費組合と、取引することを好む。

満州国官吏消費組合も、経営方法の如何によっては、案外早く軌道に乗るようになるのではないかというのが一般的な観測である。商議連合会側や、その他の商工機関は、これらの対策を立てようとしている。満州国官吏消費組合設立に関して、実業界は、次々と設立される消費組合対策について、法制面から規制をかけようとしている。

しかし、法による規制をはかろうとするのみで、何故、消費組合なのか。の体質改善にはいたっていない。当時の新聞論説には、消費組合の設立を誘致した原因について、小売業界にも反省を求めている。

「多数小売業者の中には、小売業者としての知識経験に乏しい者が就業し、小売業の本質を理解していない。高価格で売って消費者を困らせたり、不親切、不行届の態度をもって、顧客に不愉快を与えたものがなかったとはいえない。この一部小売業者の存在によって、誘発したのが消費組合である。これが全満州に進出したために、小売業者全体の販路を狭めている。そして、経営を困難にいたらせている」(『満州日報』1935年1月11日)。

小売業者側の認識の不足と、自己反省の欠乏は、これを認めねばならないと報道している。この新聞論説には、消費組合に対しても、法令によってその野放しな活動を制限することを求めている。この満州国官吏消費組合と小売業組合の間に協定案「新京協定」が成立した。この協定案の中身は、満鉄社員消費組合にとっては容認できない合意でもある。

「①消費組合の販売品目を制限すること。②消費組合の仕入品は、なるべく、地元商店より購入すること。地元商店は、消費組合の指定店となり、したがって、消費組合において販売する物品を、消費組合加盟員より購入希望の出た時は、消費組合を通じて販売することなどである」(『満州日

報』、1935年5月21日)。

その他の細目条件などは、消費組合と商店側との共存共栄の立場を保持するように決められている。しかし、この協定案を呑むことによって、官吏消費組合は、支部増設は可能になっている。全満的要望である消費組合支部（哈爾濱、吉林、奉天（瀋陽））の設立も実現される見通しが立った。

しかし、この「新京協定」<sup>a</sup>は、取り扱いの品目制限があり、問題を含んでいる。さっそく、満鉄社員消費組合の理事からは、この協定は、満鉄社員消費組合とは無関係であるとする声明が出されている。

#### 4. 反消運動にかかわらず売上は増大

反消運動にもかかわらず、満鉄社員消費組合はもちろん、満州国官吏消費組合も売上を伸ばしている。これは、反消運動の激しさの反比例として伸びているのであって、市中商店側の市場価格の見直しや、経営の合理化努力が切実になっている。それにもかかわらず、現状のような反消運動を続けるとすれば内情は深刻である。

満州国官吏消費組合においても事情は変わらない。満鉄社員消費組合はこの時期に配給施設の拡張もしている。これは、組合員の激増に対応したもので、その後も流れは止まらず、組合員の激増に対応して、毎年沿線各地に配給施設の増設を進めている。

満州国官吏消費組合をめぐる全満商議連合会や、同商店協会などを中心とする反消運動は、満州の財界に波乱を巻き起こしている。この消費組合と市中商工業組合の対立激化防止のために、各種の対策案が打ち出されつつある。

#### 5. 反消運動の新たな展開

官吏消費組合の反消費組合問題が、さきの「新京協定」締結によって、ようやく収縮されようと進めているときに、再び、『洮南鐵路総局消費組合』の設立問題が起きてきている。この消費組合は官吏消費組合の一部である。「新京協定」による品目制限の結果、打開策として設立された。ところが、満州国官

吏消費組合の設立にからむ仕入部門を引き受ける満州商事会社の疑惑が出てきた。

商店側としては裏切り行為として、何らかの打開策を打ち出そうとしている。満州商事会社は、新京協定にさきだち、新京官吏消費組合と契約を結び、仕入方面を一手に引受ける会社として開業している。「新京協定」にとって、官吏消費組合の活動が制限され、組合業務の縮小を余儀なくされるにいたっている。

この窮境を消費組合の増設によって切抜けることになった。この結果、各地に消費組合を設立することになる。商事会社では、消費組合が設立されれば、ただちに、その地に支店、あるいは出張所を開設してその仕入業務を代行した。

「新京協定」では支部の増設は商店側とも合意しているが、あくまで商品の仕入は、地元商店を通じて行われると規定されている。ところが、このような単独の商事会社を通して行われることを想定されていない。そこに商店側からの疑惑が出されてきている。

これについて、商店側からは次のように指摘している。

「各地に、計画中の消費組合に、商事会社が糸をひいていることも明瞭な事実である。消費組合に仕入代行機関を作らないように、協定の取り決めは成り立ってはいる。市中商店側でこんな不信行為を行う以上、この一項は死文も同様である。かえって、官吏消費組合より商人側の結束力を笑われる結果となり、はなはだ遺憾千万である。自分等の利益にのみ走り、一般商人を踏み台としたかかる背信的行為は、憎みて余りある。なんとか制裁手段を講ずることも必要ではないか」。<sup>7</sup>

### 三. 在満日本人小売商と消費組合は共存

#### 1. 満州国内の日本人小売商の立場

ここでは、在満日本人小売商がなぜいるのか。日本人小売商とはどのような人たちだったのか。日露戦争後に、満州にやってきた日本人は、多種多様に

見えるが、商業関係者と満州權益を運営する人（関東都督府官吏、満鉄社員）がほとんどを占め、さらに大半は在住日本人を相手に暮らす人たちである。日露戦争後の日本兵相手の荒稼ぎする日本人商人は、淘汰され、満州から姿を消している。

あらたに在満日本人の中核を担ったのは、関東都督府や満鉄など、満州経営機関に努める人たちである。また、対日貿易に関わる企業に勤める人や、貿易商人も、在満日本人の中では有力者層を占めている。満州には、賃金の安い中国人の労働力が豊富にあったが、工場労働者、建設労働者、車夫などの肉体作業を行う日本人は皆無である。

日本人の居住範囲は狭く、大連や満鉄附属地など、満州權益に関わるいくつかの場所に日本人同士が固まって住むなどしている。日本人商人はこの人たちを相手に商売をしていて、中国人は対象外にしている。<sup>8</sup>

## 2. 在満日本人小売商の問題点

満州の權益をえた結果、日本国内では、満州への移民が叫ばれている。しかし、満州の權益を強化のために、日本人を送り込むが、移住した日本人が、満州でどのような職業、生活を営むかは考えていない。在満日本人の人口は、1910年でも、7万6千人程度で増えていない。

日本人の移住地として、満州は不適當ではないか。「満州経営悲観論」という意見が出されている。「満州経営悲観論」の背景には、在満日本人商人の活動範囲が、在満日本人のなかだけに限られ、中国人の生活範囲に及んでいないという事がある。

満州の貨幣は統一されていなく、度量衡も場所によってまちまちである。場所によって、貨幣も度量衡も異なる「満州内地に踏み込んで商売」を営むには、各地の換算率に習熟する緻密な頭脳を必要とする。こうしたことは、満州にやってきた日本人商人には出来るものではない。

そのため、商売は生き詰まってしまうのである。そのために、あらたにやって来た満鉄社員や、関東都督府の官吏を顧客にして営業を続けている。労働者や小売商といった社会層レベルでは、日本人は中国人と太刀打ちできない。

中国人より高い生活水準の日本人を、満州に多数入れることは不可能であるとの主張が一般的である。

しかし、満州は、ロシアの攻撃に備える緩衝地として、植民地朝鮮の安全を確保する防波堤として、日本の安全保障にとって、重要な意味を持っている。そのために、経済的採算性など度外視する必要がある、との主張が強い。したがって、在満日本商人の活動舞台は、貿易の方面か、そうでなければ、在満日本人を相手とする商売に限られてくる。

しかし、それには商人側の自覚と団結、具体的には、サービスをよくし、小売物価を合理的（廉価）にすることが第一の前提である。反消運動が熾烈に進む中で、在満日本人小売商のあり方について各方面から冷静な批判の声があがってきている。

中国人商人は、日本人商人より安く売っているから、日本人だって高いものを買うのは嫌いに相違ない。この点を反省して、経営法を改めてゆかなければならぬと思う。<sup>9</sup> いっぽう、仕入コストの低減の困難さの一つとして現地通貨の不安定さを指摘している。在満日本人小売商や貿易商にとって、通貨の不安定が障害の一つになっている。

現地の為替レートが度々変わることは、仕入や在庫価格にも響いてくる。貿易商や卸商にとっては大きなリスクでもある。仕入れ機関と通貨の不安定、小売業を相手とする大量仕入機関、および仕入金融機関の未設置などが障害になっている。<sup>10</sup>

### 3. 反消運動の教訓から在満日本人小売商の経営努力

反消運動の結果、在満日本人社会から、小売商に対する各方面からの批判が、噴出してきている。小売商側もこの教訓から、経営合理化努力を計ろうとした商人もいる。在満日本人小売商連合会も、ようやく小売商の合理化委員会にて、仕入価格や小売価格など、公正な競争関係にするために、会議を開いて検討を始めている。

大連商店界は行詰りの瀬戸際になっている。なんらかの販売法について、打開策を打たねばならない。けっきょく、これからの顧客をひきつけるには、



サービスの改善のほかはない。また、在満日本人商人は仕入の方法についても、少し考える必要がある。

これに対して、日本人小売商の仕入合理化対策として、共同仕入やその機構として、種々協議した結果、「小売業合理化委員会」を常設することになった。この中で、根本的に経営改善策として、①サービスの改善、②仕入れの合理化、③経営業態の合理化、④標準小売物価の作製、にあたらせることになった。<sup>11</sup>

在満日本人小売商は、中国人に対しても積極的に打って出ようとして話し合われている。中国人商人が、在満日本人小売商の販路を侵食することは大きな問題である。しかし、生活費や商的手腕においては、彼らとの一騎打ちが望めないのはすでに決定的である。在満日本人小売商は、資本と戦法を結合し統制して対陣するよりほかはない。

最も肝心なことは、単一商店内部にて旧体質の清算と合理化である。在満日本人小売商の窮状は、ひとり外部の圧力や金融難のみにもとづくのではない。同業者が過剰のために、手工業時代そのままの営業形態となるため、新時代の要求に添わないのがむしろ主因とされている。小売商は、業者過剰なるがゆえに優勝劣敗は止むをえないと観念して、自衛の道を講ずる必要がある。<sup>12</sup>

このようにして、在満日本人商店界の合同による共同仕入、共同販売の必要性を訴えている。いずれにしても、満州のような地域では、狭い商圈を広げ仕入コストを下げ、消費組合との販売競争に対応しなければ、小売業の生き残る道はないものと自覚しなければならない。

#### 4. 反消運動を満鉄社員広報誌『協和』から見る

満鉄社員会には、社員相互の文化的親睦と満鉄会社の理念、経営方針や課題を広く社員に伝える役割を担う、広報誌『協和』が定期的に発行されている。広報誌『協和』は社員会広報誌編集委員会で編集されるが、その一部を担う社員会消費部が消費組合との関係で重要である。

社員会（消費者側）から見た反消運動をどのように見ているか。次のような反論が寄せられている。その内容は、社員会を代表しているので下に要約する。表題を「我らの消費組合を護れ。」としている。

「品種制限については、品種を制限するというが、贅沢品と必需品との限界をどこに置くのかは疑問である。この複雑な世の中で、高いものは贅沢品、安いものは生活必需品、と大ざっぱに決めること自体がすでに、大きな誤りである。(略) これは、消費組合の運営や取り扱い商品の内容は、それを構成する組合員が決めることで、外部の商業者が口出しする性質のものではないことをいっているのである。『汝の生活程度はかくあるべし。』などと、おおよそ、無関係の方面から強制されることは、組合員の名において、組合員家族の福祉の為に断じて許されないことである」。 (広報誌『協和』1935年10月20日)。

## 5. 満鉄社員消費組合の改組と配給機構の設立

1937年以降、華北、華中に戦火の拡大によって、日本からの生活物資は、「輸出統制令」が引かれたことによって、手に入るのが困難になる。また同時に「物価停止令」も引かれる。満州国(1932年)の建国にともない、満鉄は国有鉄道(北線)の経営を依託されて乗り出している。

この国有鉄道(北線)で働く社員のために創られたのが『福祉生計所』(1934年)である。満鉄の社員は、東清鉄道(南線)は、ほぼ日本人が中心をしめており、国有鉄道(北線)で働く社員は大半は中国人である。この『福祉生計所』は満鉄の直接の経営である。南線は満鉄社員でつくる独立の消費組合。北線は満鉄会社直接経営の『福祉生計所』というふうに経営方針も違っている。

この機関は仕入部門では、満鉄社員が輸入買い付けなど、それぞれ二重の作業を進めている。たとえば、主食品の米、高粱などは、計量して二つに分けている。一つの会社でありながら、統制経済体制の中で、二つの異なった需要計画書を書いて、国に提出する作業を続けている。このような体制を、しばらくは続けてきたが、先にあげた「輸出統制令」が大きな影響を及ぼしてくる。

満州の生活物資の8割は日本からの輸入である。この生活物資も、満州国には輸入統制令があり、入ってくるルートは、安東や北朝鮮だけではまかなえないので、大連で陸揚げしなければならない。この場合は「関東州貿易統制令」というものにひっかかる。だから、満鉄社員から見ると、日本と関東州と満州

国の三段階による障害を受けて、はじめて日常の生活物資が手にはいる。

組織の一元化が求められることになる。このときには、従来から組織されている北鮮満鉄消費組合も含めて、三者一体となって一元化機関にすることになる。ここに満鉄外部の新しい機関として『満鉄生計組合』（1940年9月5日）が誕生したのである。この社員消費組合は、物資配給組織として改組してその使命を変えている。

したがって『満鉄社員消費組合』の組織名で運動する歴史は幕を閉じることになる。組織がつくられてから、数えれば34年間の長期にわたって活動してきた、満州に影響を残してきた消費組合である。この満鉄生計組合の誕生によって、物資配給組織として組み換えられて、社員消費組合としての使命は終了している。

この『満鉄生計組合』は、満鉄社員消費組合の流れを汲むものではあるが、社員消費組合とは違い、満鉄沿線や国線の各地に生活物資を配給する満鉄の組織である。外部と言っても人事体制は、すべて満鉄総務人事からの出向である。本部機構、支部機構も満鉄社員である。<sup>13</sup>

## まとめ

在満日本人小売商の度重なる撤廃運動によって、満鉄はそれまでの互助会的な援助機関としての「満鉄消費組合」を「満鉄社員消費組合」として、満鉄から切り離し独立の機関として運営させている。それは、撤廃運動に対する対策ではあったが、このことによって、消費組合はかえって足腰を強くして組織を拡大している。

しかも、満州国建国後からは「満州国官吏消費組合」が設立されて、在満日本人小売商の商圈範囲もますます狭められていくのである。日本人小売商は、満鉄社員や関連の従業員、満鉄附属地に住む日本人や家族を対象にして商いをする商人たちである。この日本人商人たちは、はじめから日本人相手の商いを考えていて、膨大な現地の中国人社会を対象とは考えていなかった。

中国人社会で商いをするためには、現地の複雑な貨幣や為替制度や商取引を熟知しなければ、成り立つものではないのである。このような実力は、日本人

商人には持ち合わせていない。このために、満鉄社員や附属地の家族を中心とした顧客として営業している。ところが、この顧客を消費組合が組織してしまうと、在満日本人商人の生活の道は閉ざされてしまうのである。

当然に反消運動は過激にして熾烈に展開されている。しかも、この狭い商圏に中国人業者が、中国商品はもちろんのこと、日本人業者より廉価で日本品も含めて入り込んでいる。中国人商人の廉価品には、日本人業者は対抗できない。日本人業者は低利益の商いは考えていないからである。

中国東北地方に満州国が建国（1932年）され、その後「満州国官吏消費組合」が設立されると、消費組合撤廃運動は、取り扱い品の制限（新京協定）運動として展開されているが、消費組合の撤廃が困難と見たからである。

もともと、消費組合の使命は、生産者と消費者を直接結び、中間の卸業や小売業の排除を目的にしている。消費者の生活防衛と合理化をめざす組織である以上、この矛盾は、小売業者との軋轢として当然にして起こりうることである。

満鉄では、在満日本人小売商の窮状を考慮して、共同仕入機関や輸入会社設立を提案している。この組織は、日本人小売商も参加して少しずつ機関として整備されている。根本的には、在満日本人小売商側の不団結によって発展することができなかったのである。

満鉄の盛衰とともに、歩んだ消費組合ではあったが、在満日本人小売商との確執の歴史でもある。業者がこの矛盾の中で、消費組合に対抗できるとすれば、団結して廉価販売が可能のように、仕入コストの削減や取扱商品の奥行きを深くする（多品種扱い）などの対策が必要である。

日本人だけでなく中国人、朝鮮人、ロシア人の雇用は、日本人とは同じ基準ではなかったが、かれらの生活を支えるものである。消費組合は加工食品、日常生活雑貨品ばかりを配給していたのではない。野菜や果物、畜産品、穀物（米、コーリャン、大豆など）は、現地中国農村からも調達している。満鉄附属地、北線周辺の日本人農民だけではまかない切れない。とうぜん、満鉄社員や消費組合の役員は、在満日本人農民からの調達はもちろんだが、その下で働く中国人や中国農村の組織化（協同組合）を画策した。

中国人がどのような暮らしをしていたか、満鉄調査部事件などから、当時の

中国農村合作社（協同組合）運動（1942年）の組織づくりに、満鉄社員がかかわったことの記述がある。<sup>14</sup> 今後の調査研究で補いたい。

満鉄社員消費組合は、1940年の改組して、任務が変わる時点では16万人（家族を含む）の大組織である。その後の物資配給機関である「満鉄生計組合」でも、この組織力は生きている。当時、日本国内でもこれだけの消費組合は生まれていない。1945年以後、日本国内では解散させられた消費組合が多く復活している。その中でも灘神戸生協（現、生活協同組合コープこうべ）のように、日本のビッグストアと競い合うような生活協同組合が出現している。

生産地と消費地を結び、中間マージンを省き消費者の生活を合理化するという改善運動は、生活協同組合運動の柱になっている。戦後の日本各地で設立されている生活協同組合は、この満鉄社員消費組合と在満日本人業者との確執は、日本国内でも同様に発生している。満鉄社員消費組合で活動した職員は、戦後、日本の生活協同組合運動にも影響を与えている。

## 注

- 1 西澤泰彦『図説・満鉄・満州の巨人』河出書房社、2000年、5頁。
- 2 社員消費組合本部発行「満鉄社員消費組合十年史」1929年。
- 3 原田勝正『満鉄』岩波新書、1981年、78～82頁。
- 4 満鉄社員消費組合研究会編『満州における消費組合2輯』1932年、30～34頁。
- 5 満鉄社員消費組合発行『満鉄社員消費組合十年史』1929年。
- 6 石黒直男『第一次反消運動満鉄社員消費組合と邦人小売業者との関係を論じ、邦商衰微の原因に及ぶ』満州消費組合研究会、1932年。
- 7 『満州日日新聞』1936年8月1日。
- 8 塚瀬 進『満州の日本人』、吉川弘文館、2004年、145～152頁。
- 9 『満州日日新聞』1936年11月11日。
- 10 『満州日報』1935年5月28日。
- 11 『満州日報』1935年1月12日。
- 12 『満州日報』1931年1月3日論説。
- 13 満鉄社員広報誌『協和』1940年10月1日号。
- 14 原田勝正『満鉄』岩波新書、1981年、195頁、満鉄調査部事件。

<sup>a</sup> 『新京協定』

- 【一】 現在、新京にある満州国官吏消費組合は、新京限り独立組織とし、他の地方に支部を設けざる事。
- 【二】 消費組合加入者は、満州国官吏に非ざる者には、直接間接にも組合を利用せしめざる事。尚、組合の販売は、俸給より引去り伝票制度とし、現金販売をなさざる事、元来、組合員以外の者に、組合を利用せしめざる事は当然の事であるが、前に消費組合の経験に徴するに、組合員以外の者の組合利用を嚴重防止する事は、却々困難である。殊に、現金販売は、組合員以外の者の利用を禁止する事は、殆んど不可能である。此の見地に基き、今後、現金販売の制度を設けざるようにしたい。
- 【三】 組合の取扱品は、中産階級以下の者のみの日常生活必需品を目的とする。之に關しては、消費組合取扱物品の品目表に記されたる品目に限る。右、消費組合の取扱品は、一般日常必需品のみに止め、奢侈品高級品は、絶対これを取扱わぬ事になっている。これと同じ精神から大売出し景品附販売等購買心を、刺戟するが如き方法は、取らない事になって居る。
- 【四】 以上の外、組合を自制する方法としては、
- (イ) 仕入れに付いては、現地購入を原則とする。
- (ロ) 仕入代行会社、又は、之に類似の新機関を設けざる事。
- (ハ) 加入者の購買額は、月収の六割を超過せしめざる事。
- (ニ) 小売指定所を設けざる事。
- (ホ) 組合で販売すべからざる商品は、依託品でも置かざる事等があるが、これを実行するに當っては、満洲国政府としても、これが統制と指導監督に當る筈である。
- 【五】 新京に於ける一般小売業者も、各商店のサービス改善を計るため、適当な処置を講ずる。

**将来の紛争防止解決の方法。**

- 【六】 協定の運用に対し、将来右紛争を生じた場合は、双方が直接商議して、円満なる解決を試みる事。万一商談が、纏まらざる時は、協定に基き、諸官庁の指定する委員会に、双方の事情を具申して、調停に當らしむる事となつて居る。然し、右委員会は、常設する必要なく適當の委員会を設置する事となつて居る。尚、商工会議者連合会と、満州国官吏消費組合との間にこの協定を、なるに際し日滿兩國間に希望として。
- (一) 今後、満州に新に設立さるべき各種組合、及び、既存の各種組合は、今回の協定、並に、趣旨に則り経営せしめられたし。
- (二) 日滿當該關係面に於いて、法規の制定、その他、適宜の手段に依り全滿的組合

に対し統制を行われたし。

(協定取扱品目)。なお協定された取扱品目は、左記の如くである。

(一) 品種、特に制限をなさず、但し、日常生活必需品たるを要す。

白米、雑穀類、調味料、乾物、海産物、漬物、荒物、綿布類、糸物類、綿、家庭常用の薬品並に衛生材料、燃料、鮮魚類、塩干魚、蔬菜、生菓類、鳥獣肉類卵、清涼飲料、清酒（日本酒、満洲酒、ビール）、茶類（紅茶、ココア、コーヒ、煎茶、番茶、支那茶）。

(二) 日常生活必需品たるを用途として、制限すべきもの。

金物類（家庭常用の日用品に限る）、陶磁器類、硝子器、食器類（但し、必需品に限る）、瓶詰、缶詰（高級品は、取扱わず）、文具、紙、ゴム靴、ズック（高級品は、取扱わず）履物、雨傘、足袋類、化粧品、石鹸類（高級品は、取扱わず）。

(三) 洋雑貨類。タオル、カラー靴下、各種ハンカチ、手袋、ネクタイ、メリヤス製品、エリ巻ワイシャツ、セーター、タオル製品、サルマタ、ズロース、ズボン下、腰巻腹巻等の下衣。

(四) 洋服類（高級品は取扱わず）。

(五) 帽子類、五円以下とす。

(六) 菓子類、贈答用品其の他は取扱わず。

(七) 煙草類、高級品は取扱わず（以下略）。(『満洲日報』1935年5月20日)

#### 〔一次資料〕

1. 満鉄社員会編および発行『満鉄社員会広報誌「協和」、(1)～(25)』、1926年～1940年
2. 満鉄社員会広報誌『協和、マイクロフィルム版、1941年～1943年』、大分大学経済学部社会科学研究室
3. 満鉄社員消費組合編『満鉄社員消費組合十年史』、中国長春市社会科学院、1929年
4. 満鉄社員消費組合編『満鉄社員消費組合概要』、1929年
5. 満鉄社員消費組合編『満鉄社員消費組合概要』、1939年
6. 満州消費組合編『消費組合研究・第1・第2・第3・第4輯』、1934年
7. 満鉄社員会編『満鉄社員健闘録・第八～十二輯』、中国吉林省社会科学院、1932年
8. 新聞『満州日日新聞』、『満州日報』、1913年～1942年発行
9. 南満州鉄道株式会社編『南満州鉄道株式会社第三次十年史・(上)』、龍溪書、1927年～1936年

【参考文献】

- 青柳 齊『中国農村合作社の改革・供銷社の展開過程』、日本経済評論社、2002 年  
石黒直男『生協で四五年』、兵庫県生活協同組合連合会、1974 年  
相場健次『戦後日本生活協同組合論史』、日本経済評論社、2002 年  
江上輝彦『満鉄王国・興亡の四十年』、サンケイ出版、1980 年  
加藤聖文『満鉄全史「国策会社」の全貌』、講談社、2006 年  
菊池 寛『満鉄外史・前篇・後篇』、財団法人満鉄会・石崎書店、1957 年  
草柳大蔵『実録・満鉄調査部・上・下』、朝日新聞社、1982 年  
小峰和夫『満州・起源・殖民・覇権』、お茶の水書房、1991 年  
小林英夫『満鉄調査部・元祖シンクタンクの誕生と崩壊』、平凡社、2005 年  
斎藤嘉輔『現代日本生協運動史』、コープ出版、2003 年  
塚瀬 進『満州国「民族共和」の実像』、吉川弘文館、1998 年  
塚瀬 進『満洲の日本人』、吉川弘文館、2004 年  
天児 慧『中華人民共和国史』、岩波書店、1999 年  
西澤泰彦『図説・満鉄・満州の巨人』、河出書房新社、2000 年  
日生協 25 年史編集委員会編『日本生活協同組合連合会 25 年史』、1977 年  
原田勝正『満鉄』、岩波新書、1981 年  
満鉄会編『満鉄会小史 (第 3 版)』、龍溪書舎、1986 年  
満鉄会編『満鉄 40 年史』、吉川弘文館、2007 年  
山本有造『満州国・経済史研究』、名古屋大学出版会、2003 年  
柳沢 遊『日本人の植民地経験・大連日本人商工業者の歴史』、青木書店、1999 年